

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前9時57分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3番、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、4番、飯塚綾子君、5番、星野一郎君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4番、議題、議案第1号 農地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年7月25日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求める。

令和6年8月8日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐から説明いたします。

議長 細谷課長補佐の説明を求めます。

どうぞ。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料、3ページをご覧ください。

今月の農用地利用集積計画については、更新案件が1件となっております。

利用権を設定する貸手につきましては長岡の方、賃貸借の設定で、農地の所在は山子田字北野1897番1。現況地目は畑、面積は1,066平米となっております。借手は新

井の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年9月1日から3年間で、令和9年8月31日までとなっております。なお、賃借料につきましては1万円です。

2ページにお戻りください。

2ページが利用集積計画書となっております。一番下の段をご覧ください。

耕作者につきましては男性で、年齢が68歳。作業従事日数が250日。主に作っているものが、山林用の苗木になります。世帯員が男3、女2、農業従事者が2人、雇用労働力、こちらは1人です。農機具の所有状況につきましては、軽トラック1台、トラック1台、トラクター2台、動力噴霧機4台、コンテナ培土圧入機1台、コンテナ苗抜き機2台となっております。

説明については以上になります。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 1番推進委員の岩田ですが、議案第1号の件につきましては、私自身に関わることで、退席の許可をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

議長 推進委員1番、岩田悦夫君の退室を認めます。

(岩田委員退席)

議長 ほかに何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農地利用集積計画の決定については原案のとおり決定とすることとします。

ここで、細谷課長補佐の退席を認めます。

(細谷課長補佐退席)

議長 ここで、推進委員1番、岩田悦夫君の入室を認めます。

(岩田委員入室)

◎議案第2号

議長 議案第2号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、榛東村長から別紙のとおり照会があったので意見を求める。令和6年8月8日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、小板橋主任から説明いたします。

議長 長 小板橋主任の説明を求めます。

小板橋主任。

小板橋主任 産業振興課小板橋です。着座にて失礼します。

議案第2号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について説明させていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

農業委員会会長宛てに農業振興地域整備計画の変更について意見を伺う旨の通知を載せさせていただいております。

市町村は、整備計画の策定または変更するに当たり、農協や土地改良区、農業委員会の意見を聞くことと農業振興地域の整備に関する法律に規定されていることから、貴委員会の意見を伺うものです。

議案書の6、7ページをご覧ください。

こちらは、農用地区域に編入予定の農地となります。

農用地区域から除外された農地は、農地転用する必要があります。一定期間を経過しても転用手続のなかった農地については、令和3年度から意向確認を行い、すぐに利用予定がないことが確認できた農地については、編入を行います。

続いて、議案書の8、9ページをご覧ください。

今年度、農用地区域からの除外を希望する申出は22件ございました。6月26日に村の農業振興地域整備促進協議会を開催し、22件の申出地について現地調査と審議を行い、許可・不許可の判断をしていただきました。その結果、資料に記載の22件全ての案件を許可相当という決定をいただきました。

なお、許可相当と判断いただいた明細書記載の22件の案件については、変更の公告に向け、現在県と事前相談を行っているところです。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第2号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

農業委員11番、萩原明美君。

萩原委員 11番農業委員、萩原です。

議案第2号については、自己に関することですので、退席の許可を求めます。

議 長 農業委員11番、萩原明美君の退室を認めます。

(萩原委員退席)

議 長 ほかに何か質疑ございませんか。

11番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ちょっと確認をしたいんですけども、先ほど、農用地の一定期間というような話をされた、これ、そもそも、以前に農用地の除外申請をして許可をされたものの、転用されていない残りの農地を、その後、そのままにされているんで、また編入という形だと思うんですけども、一定期間というのは、まずどのくらいの期間をそのままにしておいた土地をいうのか、教えていただきたいと思います。

議 長 事務局。

小坂橋主任 編入までの期間については、法律に明確な定めはありませんが、運用上は約2年を超えた土地の編入を行うとされています。

今回編入をする土地については、平成22年から令和2年に除外をされている農地になりまして、既に2年以上経過しているため、編入としています。

以上です。

議 長 いいですか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 続けて、ちょっともう1点確認したいんですけども、そうしますと、当初除外申請をしたのは、まず一番上の案件については、499平米と1平米を除外をしたという解釈でよろしいですか。これ、1平米の除外なんてあり得るんですか。499平米の除外でいいかと思う。

それともう1点、6番の案件なんですけれども、これもそうなんですけれども、面積とすると1,794平米のうち165平米を今回戻しているということで、当初転用除外をした面積が165平米なんですか。それとも、当初申請した残りのうちの一部なんだがな。それと、現地を確認しても、この165平米がどこかというのが全然分からない。だから確認しようがない。その辺の確認も含めて、ちょっとお願いをしたいと思います。

議 長 事務局。

小坂橋主任 まず、1番の1平米の編入につきましては、1番の2筆の農地が同所有者の農地となっており、この農地の中に一般住宅を建てる計画がありましたので、1番の中の1259の1番の農地の1平米の利用をするということで、こちらは除外を行いました。その後、利用の予定が立っていないため、今回編入に入れております。

6番の165平米については、除外の理由とすると、こちらも一般住宅として使う計画があり、165平米の除外を行いました。こちらその後、利用がないため、編入を行っています。場所については、当時の利用計画の図面を基に編入を行う予定です。

以上です。

議 長 12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

そうすると、いずれも1平米なり165平米の除外申請を行ったということで、それで使用されなかったという解釈でよろしいということですね。

議 長 事務局。

小坂橋主任 はい。それぞれ書いてあるとおりの面積の除外を行い、利用がなかったということになります。

議 長 ほかに何か質疑ございませんか。

事務局長、どうぞ。

事務局長 基本的に、一般住宅の農振除外の面積は500平米が上限とされています。そこで小山委員が言ったとおり、499平米でいいと思うんですが、上限の500平米としたかったので、1平米を隣の土地から農振除外をしたということではないかと想定されます。

以上です。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

事務局。

富澤書記 事務局の富澤です。

先ほどお話があった、6番目のところの補足ですけれども、こちらについては、現在この除外の申出があった土地の隣に家が建っていて、それと地続きで敷地を広げて、そこに家を建てたいという当時の計画がありましたけれども、それが実行に移されていないということで、今回の編入に至ったという経緯でございます。

議 長 いいですか。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

失礼、推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 推進委員1番の岩田です。

分かっていないのですみません、不勉強なので教えていただきたいんですが、これ、土地改良の日にもち等入っていて、それで土地改良がされた。農振除外されたものを戻したいわけですから、農振除外された日がいつだったのかが、この議論にはひとつ必要じゃないかなと、資料としては必要じゃないかなと私は思うんです。先ほどの話聞くと、かなり古いものもあるし、2年位のものもあるかと思うんです。それで、遡って調べたときに、これが全てなのか、農振除外がされ、申請が出たもののの中で全てここに上がっているのか、いや、それ以外のものもあるんですというような、その辺についてはいかがなんでしょうか。

議 長 事務局。

小坂橋主任 編入について、当時除外をした年度についての記載が漏れていたことに関しては申し訳ございません。資料の不足だと思います。

質問のございました、編入が必要な土地を全て編入しているかという部分については、まだ全ての調査ができていないため、順次確認を行い、編入する予定になっています。

今回につきましては、令和3年度に意向確認を行った平成24年から令和2年にかけての確認ができた筆について編入を行う予定となります。

以上です。

議 長 推進委員1番、いいですか。

ほかに質疑ございませんか。いいですか。

（「なし」という声あり）

議 長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、異議なしとの意見とすることに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 全員賛成。よって、議案第2号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について異議なしとの回答とすることに決定することとします。

ここで、小坂橋主任の退席を認めます。

（小坂橋主任退席）

議 長 ここで、農業委員11番、萩原明美君の入室を認めます。

（萩原委員入室）

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字清水貝戸397番3。地目は登記簿、現況ともに田。面積は438平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は山子田の方。転用目的は道場用地。施設等は道場50.71平米。転用理由、譲受人は現在、村内の体育館等を利用してスポーツ少年団に少林寺拳法を教えているが、このたび道場を開きたく、適地を探していたところ、譲渡人の承諾が得られたため、申請地に道場を建築し、利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地。

以上、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員6番、内海優司君。

内海委員 6番農業委員の内海です。

ただいま議案第3号、番号1につきまして、事務局長の説明のとおりでございますが、若干、地元委員として補足説明をさせていただきます。

現地は山子田の信号から南へ二、三百メートル行ったところの十字路の右角にあります。

現地確認調書の2ページから4ページをお願いします。

県道と村道2か所に囲まれていまして、三角形とかひし形の田になっていますが、現在は遊休地。譲受人は少林寺拳法の道場をつくりたいということで、擁壁は北側と南側にできて、雨水は敷地内自然浸透です。ここは用途指定地域で、3種農地となっております。

地元委員としては、こういうことなので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字梶貝戸1740番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は593平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は宅地分譲用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は、申請地は県道南新井前橋線から近く、前橋市への通勤が容易であり、周辺には戸建住宅も多く、需要があると判断したため、宅地分譲用地として利用したいということです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するということです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第3号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。地元委員として若干補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、申請地につきましては、現地調書の5ページをお開き願いたいと思います。

申請地につきましては、新井の信号を前橋方面に300メートルほど下っていただいたところの十字路、小池事務所がございます。その十字路を南のほうにちょっと入っていただいて、1軒住宅がある、その2件目の用地でございます。南側は村道、東側は宅地、北側については水路、小さい水路を挟んで宅地、西側が農地に面してございます。

そういった中、今回は宅地分譲用地ということで、面積は約600平米近いんですけども、細長い土地ということで、1件を予定しておるといようなことでございます。生活雑排水については、南側の村道を走っている公共下水に接続、また雨水等については、敷地内自然浸透ということで、近隣農地に対する影響はないものと思われ
ます。

また、申請地につきましては、用途指定地域、3種農地ということでございますので、地元委員といたしますと、許可相当と思われます。よろしく皆様のご審議のほど
お願いをいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求め
ます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたしま
す。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字下前124番1。地目
は登記簿、現況ともに田。面積は305平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は長岡の
方。譲受人は高崎市の方。転用目的は分譲住宅用地。施設等は建売住宅58.79平米。
転用理由、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでいるが、業務の拡大を考え、建売住
宅を建築できる土地を探していたところ、申請地を譲受けできることとなったため、
建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申
請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 8 番、田嶋久実君。

田嶋委員 8 番農業委員、田嶋です。

ただいま説明のありました議案第 3 号、農地法第 5 条 1 項の番号 3 につきましては、事務局長の説明のとおりであります。地元の農業委員として若干意見を述べさせていただきますというふうに思います。

現地確認調書については 8 ページから 10 ページになります。

まず、場所につきましては、広馬場の信号を南に 600 メートルから 700 メートルぐらいいかな、下り、左側に 16 区のコミセンを見て、さらにまた 100 メートルぐらい下った左側に入った場所になります。東側にはフォークロス A 棟・B 棟というアパートがありまして、また、西側には 5 軒の住宅があります。その間に挟まれた場所となっております。説明のとおり、既に農振除外済みとなっており、今回分譲住宅地として活用したいということでもあります。現状、年に 1 回か 2 回管理されているんでしょうけれども、ちょっと草が生い茂っているような状態でありますので、有効活用されたほうがいいかなというふうに思っております。雨水については自然浸透、生活雑排水等については農業集落排水等につなぎたいということでもあります。

私としても、許可相当と思われますので、よろしくご審議をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

12 番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12 番農業委員の小山です。

ちょっと 1 点確認したいんですけれども、現地調書の 9 ページ、10 ページの公図の中の今回の申請地の東、一応公道とあるんですけれども、実際現地確認すると、結構大きい用水になっているということで、その用水のほかに公道があるかどうか、それともこの公道というのが用水という意味なのか、その辺をちょっとお聞かせ願えればと。お願いします。

議長 事務局。

事務局 先ほどのお話、現地確認調書 9 ページにあります公道のところですが、こちらが登記地目は公衆用道路となっておりまして、登記上は公衆用道路で、現地の実際のところとしては、先ほどお話があったように水路という形になっております。

以上です。

議長 いいですか。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字広馬場字宿3852番1ほか2筆となっております。地目は登記簿、現況ともに畑。面積合計は745平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は分譲住宅用地。施設等は建売住宅114.27平米と69.56平米の2棟となっております。転用理由、譲受人は申請地を学校、商業施設から近く、閑静な住宅街に位置しており、日当たりがよいことから住宅用地として利用する計画を立てたため、建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員7番、大山清巳君。

大山委員 ただいま事務局長よりご説明のありました議案第3号、番号4について、地元委員として補足させていただきます。

当該地の場所でありますけれども、19区コミセンの北およそ五、六十メートルの十字路の角地になります。周辺の状況については、一応、3方向は道路となっております。その西側の一角に住宅、そして北側は住宅となっております。東側、南側は既に擁壁となっております。雨水については、敷地内自然浸透、そして雑排水については、公共下水への接続の予定となっております。

1種農地ということでありますけれども、ここはかつては譲渡人の元屋敷でありま

したので、問題はないかと思います。よって許可相当かと考えておりますので、皆さんのご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を10時55分とします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時55分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時36分)